

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月24日

大阪市人事委員会

委員長 西出 智幸

大阪市人事委員会規則第10号

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則（平成19年大阪市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
別表第1（第3条関係） ア 行政職給料表 〔表 別紙2挿入〕 〔イ～ケ 略〕	別表第1（第3条関係） ア 行政職給料表 〔表 別紙1挿入〕 〔イ～ケ 同左〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

[別表第1（第3条関係）ア 行政職給料表 別紙1]

職務の級	級別基準職務と同程度の職務
[同左]	
7級	[同左] 7 危機管理室長の職務 8 儀典監の職務 <u>9~20</u> [同左]
[同左]	

[別表第1（第3条関係）ア 行政職給料表 別紙2]

職務の級	級別基準職務と同程度の職務
[略]	
7級	<p>[略]</p> <p>7 危機管理室長の職務</p>
	<p><u>8</u>～<u>19</u> [略]</p>
[略]	